

令和7年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第3回定例会会議録目次

第 1 号 (10月6日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員 (10人)	1
欠席議員 (なし)	1
説明員出席者	2
議会局職員出席者	2
開 会	3
副議長報告	3
仮議席の指定	3
議長の選挙	3
会議録署名議員の指名	4
議席の指定	5
会期の決定	5
議員の派遣について	5
議案第10号 令和6年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計歳入歳出決算の認定について	6
議案第11号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 等の一部を改正することについて	6
議案第12号 指定管理者の指定について	6
議案第13号 令和7年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算(第1号)を定める ことについて	6
報告第1号 令和6年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続費精算報告について	6
議案第14号 秦野市伊勢原市環境衛生組合監査委員の選任について	19
一般質問	20
6番 川添 康大議員	
質問内容 1 栗原一般廃棄物最終処分場について	20
閉 会	26
署名議員	27

令和7年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第3回定例会会議録

議 事 日 程

令和7年10月6日（月）午前9時30分

秦野市議会議場

- 第1 議長の選挙
- 第2 議席の指定
- 第3 会期の決定
- 第4 議員の派遣について
- 第5 議案第10号 令和6年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計歳入歳出決算の認定について
- 第6 議案第11号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正することについて
- 第7 議案第12号 指定管理者の指定について
- 第8 議案第13号 令和7年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算（第1号）を定めることについて
- 第9 報告第1号 令和6年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続費精算報告について
- 第10 議案第14号 秦野市伊勢原市環境衛生組合監査委員の選任について
- 第11 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第11 議事日程に同じ

出席議員（10人）

1 番	大 塚 毅	2 番	桑 原 昌 之
3 番	中 村 知 也	4 番	小 山 田 良 弘
5 番	横 山 むらさき	6 番	川 添 康 大
7 番	越 水 崇 史	8 番	米 谷 政 久
9 番	山 田 昌 紀	10 番	小 菅 基 司

欠席議員（なし）

説明員出席者

組 合 長	高 橋 昌 和	秦 野 市 環境産業部長	岩 渕 哲 朗
副 組 合 長	萩 原 鉄 也	伊 勢 原 市 経済環境部長	大 町 徹
事 務 局 長	内 海 元	秦 野 市 参事(兼)環境資源対策長	鈴 木 大二郎
(総務課) 参事(兼)総務課長	大 庭 孝 浩		
庶 務 班 主 幹	高 橋 淳	伊 勢 原 市 清掃リサイクル長	神 崎 速 夫
(施設課) 施 設 課 長	小 金 井 瑞 樹		
はだのクリーン セ ン タ ー 設 備 担 当 課 長	吉 江 正 範		
計画管理班技幹	奥 原 深 志		
(工場) 工 場 長	遠 藤 知 成		
不燃・粗大施設 再整備担当課長	関 原 孝 雄		
施設管理班主幹	今 井 裕 之		
不燃・粗大施設 再整備班技幹	安 齊 達 也		

議会局職員出席者

議 会 局 長	齋 藤 雄 一
議 事 政 策 課 参事(兼)課長	上 條 秀 香
課 長 代 理 (議 事 担 当)	坂 本 正 之
議 事 担 当 主 任 主 事	松 永 尚 之

午前１０時０８分 開 会

○山田昌紀副議長 議長が欠員となっておりますので、地方自治法第106条第１項の規定に基づき、議長が選出されるまで私が議長職を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は10人全員の出席を得ております。

これより令和７年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第３回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、タブレット端末に掲載した日程のとおりであります。直ちに本日の会議を開きます。

副議長報告

○山田昌紀副議長 日程に入る前に御報告いたします。

令和７年９月３日付で中村英仁議員、田中めぐみ議員、福森真司議員、今井実議員、阿蘇佳一議員、川口薫議員から辞職願が提出されましたので、これを許可しました。

また、同日付で秦野市議会議長から、大塚毅議員、桑原昌之議員、中村知也議員、小山田良弘議員、横山むらさき議員、小菅基司議員が当組合議会の議員に選出された旨の報告がありましたので、これを受理いたしました。

以上で報告を終わります。

仮議席の指定

○山田昌紀副議長 新たに秦野市から選出されました議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

日程第１ 議長の選挙

○山田昌紀副議長 日程第１ 「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第２項の規定に基づき、指名推選によることとし、副議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山田昌紀副議長 御異議なしと認めます。

したがって、副議長において指名することに決定いたしました。

議長に小菅基司議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長において指名いたしました小菅基司議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山田昌紀副議長 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました小菅基司議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました小菅基司議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定に基づき告知いたします。

この際、議長に当選されました小菅基司議員に御挨拶をお願いいたします。

小菅基司議員。

〔小菅基司議員登壇〕

○10番小菅基司議員 改めまして、おはようございます。議長就任に当たり一言御挨拶を申し上げたいと思います。

ただいま議員の皆様方から御推挙を賜り、秦野市伊勢原市環境衛生組合の議長を仰せつかりました小菅基司でございます。身に余る光栄であると同時に、その責任の重さを実感しているところでもございます。

また、当組合の歴史は古く、昭和36年5月、秦野市、西秦野町、伊勢原町がし尿及びじん芥を共同処理する秦野市外二町清掃処理組合を設立したことから始まり、秦野市と西秦野町の合併、また伊勢原町が市制施行などの歴史を歩み、昭和50年4月、新たに斎場施設の設置及び管理を共同で行うこととし、現在の秦野市伊勢原市環境衛生組合になり、両市発展に大きく寄与してまいりました。こうした先人の努力を踏まえて、新たな発展に寄与できるように努力する所存でございます。

今後とも議員各位の皆様の御指導、御鞭撻、御協力をお願い申し上げて、議長就任に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔小菅基司議員降壇〕

○山田昌紀副議長 暫時休憩いたします。

午前10時13分 休 憩

午前10時13分 再 開

○小菅基司議長 再開いたします。

ただいまから、議長として職務を執行してまいりますので、よろしくお願いいたします。

会議録署名議員の指名

○小菅基司議長 次に、会議録署名議員の指名を行います。

この定例会の会議録署名議員は、会議規則第90条の規定に基づき、議長において桑原昌之議員、中村知也議員を指名いたします。

日程第2 議席の指定

○小菅基司議長 日程第2 「議席の指定」を行います。

新たに秦野市から選出されました議員の議席を指定いたします。

議席は、会議規則第3条第3項の規定に基づき、議長において指定いたします。

その議席番号と氏名を議会局長に朗読させます。

議会局長。

○齋藤雄一議会局長 朗読いたします。

1番、大塚毅議員、2番、桑原昌之議員、3番、中村知也議員、4番、小山田良弘議員、5番、横山むらさき議員、10番、小菅基司議員。

以上でございます。

○小菅基司議長 お諮りいたします。

ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定することに決定いたしました。

日程第3 会期の決定

○小菅基司議長 日程第3 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第4 議員の派遣について

○小菅基司議長 次に、日程第4 「議員の派遣について」を議題といたします。

議員の派遣については、会議規則第97条の規定により、タブレット端末に掲載したとおり実施することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 御異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、タブレット端末に掲載したとおり実施することに決定いたしました。

日程第 5 議案第 10 号 令和 6 年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計歳入歳出
決算の認定について

～

日程第 9 報告第 1 号 令和 6 年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続費精
算報告について

○小菅基司議長 次に、日程第 5 「議案第10号・令和 6 年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計歳入歳出決算の認定について」から日程第 9 「報告第 1 号・令和 6 年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続費精算報告について」まで、以上の 5 件を一括して議題といたします。

組合長から提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔組合長登壇〕

○高橋昌和組合長 ただいま議題となりました 5 件の案件について説明いたします。

初めに、「議案第10号・令和 6 年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計歳入歳出決算の認定について」説明いたします。

令和 6 年度の決算額は、お手元の決算書に記載したとおり、歳入総額31億9,881万8,426円に対し、歳出総額30億7,544万3,146円となり、歳入歳出差引残額 1 億2,337万5,280円を翌年度に繰り越しました。実質収支額については、令和 7 年度に繰り越す継続費通次繰越額等がないため、歳入歳出差引残額と同額の 1 億2,337万5,280円となりました。また、本会計の予算現額に対する収入率は99.1%、執行率は95.3%でした。

それでは、令和 6 年度に実施した主な組合事業の成果を申し上げます。まず、はだのクリーンセンターについては、長期包括運營業務の受託事業者と綿密に連携しつつ、機器設備等の現状把握に努め、基幹的な設備の改良工事を見据えた計画的かつ効率的な施設運営に取り組みました。

また、突発的な故障や災害等により、焼却処理が行えなくなった場合に備え、可燃ごみの搬出設備を設置し、緊急事態において効率的に外部へ搬出できる仕組みを構築しました。

次に、伊勢原清掃工場の90t/日焼却施設については、令和 5 年度末に稼働停止したことに伴い、煙突上部封鎖工事やバグフィルターろ布撤去など、周辺環境への安全対策に取り組みました。

また、粗大ごみ処理施設については、処理性能の維持及び予防保全の観点から、計画的かつ効率的な修繕整備を実施し、安定した不燃、粗大ごみの処理を行うとともに、50年以上もの長期稼働により老朽化が進んでいること、近年、建物倒壊を伴う大規模地震が多く発生していることを踏まえ、8月の臨時会において補正予算を議決いただき耐震診断を実施しました。

さらに、リチウムイオン電池が起因とされるごみ処理施設の火災が全国的に発生していることから、防火体制の強化を図るため、令和 5 年度から 2 か年継続事業として実施した消火設備設置工事が完了しました。

次に、栗原一般廃棄物最終処分場については、令和5年度末に焼却灰の埋立てを終了しましたが、埋立地に浸透した雨水の処理を継続するため、機器設備などの計画的な修繕整備を行い、適切な施設の維持管理及び水質管理を行いました。

次に、秦野斎場については、火葬件数が過去最多を記録し、本年1月には火葬炉の稼働率が初めて100%に達しました。こうした火葬需要の高まりを踏まえ、8炉目の火葬炉を令和8年度から供用開始すべく、施設整備基本計画の改定など所要の進めました。また、定期的なモニタリングを通して指定管理者による運営状況や利用者の声を的確に把握することで、市民サービスの向上と安定的な施設運営に努めました。

次に、本組合施設の環境保全対策としまして、はだのクリーンセンターにおける煙突からの排ガスをはじめ、伊勢原清掃工場、栗原一般廃棄物最終処分場、秦野斎場の各施設の周辺環境について定期的な測定を行いました。いずれの施設におきましても、法令基準値を大幅に下回る良好な結果を確認しております。

最後に、令和6年度のごみ処理の状況ですが、秦野・伊勢原両市から搬入された可燃ごみは5万2,741トンで、令和5年度に比べ2.4%、1,305トン減少し、不燃・粗大ごみの搬入量は2,740トンで、令和5年度に比べ2.5%、71トン減少しました。

搬入されるごみの量については、引き続き住民、事業者、行政が一体となった取組を両市と協調しながら進め、さらなるごみの減量・資源化により環境への負荷を減らし、ごみ処理に必要なとなる財政負担の軽減や施設の安定稼働につなげてまいります。

以上、組合事業の概要を申し上げましたが、決算の事項別明細や主要な施策の成果は、地方自治法第233条第5項の規定により、明細書、調書及び報告書を提出していますので、細部の説明は省略させていただきます。

なお、この決算について、監査委員からは、「審査書類は、いずれも法令の定めるところに従って調製され、計数は正確に表示されており、予算の執行も、全般的に所期の目的に従い、効率的かつ適正に運用されているものと認める。また、財産管理及び基金についても、適正に運用されているものと認める」との意見をいただきました。

次に、「議案第11号・秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正することについて」を説明いたします。本案は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活との両立を一層容易にするため、秦野市に準じて、主に次の3点を改正するものです。

1点目は、小学校就学の始期から満9歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員を対象として、1日につき2時間を超えない範囲内で子育て部分休暇を創設することです。

2点目は、部分休業の1日の上限時間である2時間から、子育て部分休暇の取得時間を減じることです。

3点目は、子育て部分休暇の取得による給与の減額等について定めることです。

なお、本条例の施行日は、公布の日といたします。

次に、「議案第12号・指定管理者の指定について」を説明いたします。本案は、秦野斎場について、指定期間の満了に伴い、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

事業者の選定に際しては、外部委員で構成する指定管理者選定評価委員会で審議していただき、その意見を基に、引き続き現在の指定管理者である富士見環境サービス・宮本工業所共同企業体を指定することとしました。

なお、指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間といたします。

次に、「議案第13号・令和7年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算（第1号）を定めることについて」を説明いたします。本案は、債務負担行為を追加するものです。先ほど御説明した秦野斎場の指定管理者の指定に伴い、令和8年度から令和12年度までの指定管理料として、6億6,901万5,000円を設定いたします。

次に、「報告第1号・令和6年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続費精算報告について」を説明いたします。本件は、令和5年度から2か年の継続事業として実施した、伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設の消火設備設置工事について、精算報告書に示した金額をもって完了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、精算報告をするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

〔組合長降壇〕

○小菅基司議長 提案理由の説明は終わりました。

これより審議に入るのですが、議事の整理上、区分して行います。

日程第5 議案第10号 令和6年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計歳入歳出 決算の認定について

○小菅基司議長 まず、日程第5 「議案第10号・令和6年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

通告がございます。

米谷政久議員。

〔米谷政久議員登壇〕

○8番米谷政久議員 伊勢原市選出の米谷政久です。議長から発言の許可をいただきましたので、「議案第10号・令和6年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計歳入歳出決算の認定について」質疑をいたします。

最初に、決算全体について伺います。決算書によりますと、歳入総額は31億9,881万8,426円、歳出

総額は30億7,544万3,146円です。歳入と歳出の差額は1億2,337万5,280円であり、翌年度への繰越し事業がなかったため、その同額が実質収支額となっています。そこで、1億2,337万5,280円の実質収支額が生じた要因は何か、またこの実質収支額は今後どのように取り扱われるのか伺います。

次に、歳入の決算額について伺います。主要な施策の成果報告書28ページによりますと、款2使用料及び手数料は、前年度に比べ約878万円、率にして2.5%の増額となっており、決算書を確認しますと、ごみ処理手数料と秦野斎場使用料がどちらも前年度より増額となっています。このうちごみ処理手数料について、可燃ごみの減量が進んでいる中、歳入額が増加した要因は何か伺います。

また、秦野斎場の使用料についてですが、令和6年度の火葬件数は過去最多を記録し、使用料の収入も増額となっています。一方で、歳入の予算現額と比べると約619万円の減額になっています。火葬件数が増えたにもかかわらず、斎場使用料が予算額に達していなかった要因について伺います。

以上、壇上からとし、二次質疑以降は質問席から行いますので、よろしくお願いいたします。

〔米谷政久議員降壇〕

○小菅基司議長 総務課長。

○大庭孝浩総務課長 私からは、1億2,337万5,280円の実質収支額が生じた要因及び今後の取扱いについてお答えをいたします。

令和6年度の歳入歳出執行状況は99.1%と、おおむね予算積算時の見込みどおりでしたが、歳出執行状況は95.3%にとどまったため、歳入と歳出の差額である令和6年度の実質収支額は1億2,337万5,280円となりました。この要因は、電気料金について国によるエネルギー価格高騰の負担緩和対策により、工場費の光熱水費に約1,998万円の不用額が生じたことや、両市のごみの減量が進んだことにより、はだのクリーンセンターに搬入されたごみの量が予算編成時の見込みより減少したこと、圏外にある民間施設へ搬出する焼却灰処理に係る委託料に約7,450万円の不用額が生じたことなどが影響しております。

次に、今回の令和6年度決算のように実質収支額が生じた場合の取扱いについてでございますが、実質収支額1億2,337万5,280円は、一旦令和7年度の繰越金に全額が歳入されることとなります。その後、両市及び本組合の3者で合意した積算方法に基づき、この1億2,337万5,280円から令和7年度の補正予算の財源等として使用した繰越金の額を差引き、残った額を出納整理期間中に両市から納入していただく分担金から控除する仕組みとなっております。

以上です。

○小菅基司議長 施設課長。

○小金井瑞樹施設課長 私からは、歳出予算の款2使用料及び手数料に関する御質問についてお答えいたします。

まず、可燃ごみの減量が進んでいる中、ごみ処理手数料の収入が増加した要因についてです。可燃ごみの搬入量は、全体で前年度に比べ約1,305トン減少しました。その内訳を見ますと、ごみ収集場所

に出された家庭ごみ、いわゆる計画収集分が約1,530トン減少した反面、ごみ処理手数料の徴収対象となる事業系ごみ等が約213トン増加したことから、増収となったものです。

次に、秦野斎場の火葬件数が過去最多を記録した中、斎場使用料の収入が予算額に達しなかった要因についてです。火葬件数は全体で3,665件となり、前年度に比べ140件増加しました。例年死亡者が増加する冬季は特に火葬炉の稼働率が高まります。そこで、12月から2月までの間は、秦野、伊勢原両市民の利便性を維持するため、優先的に予約できる市内優先枠を拡大しております。この対応により、両市民に比べ使用料を高く設定しました市外在住者の使用件数が予算計上時の見込みに比べ伸びなかったことが要因であると考えております。

○小菅基司議長 米谷政久議員。

○8番米谷政久議員 御答弁ありがとうございました。それでは、まず2点伺います。

1億2,337万5,280円の実質収支額が生じた要因については、御答弁では可燃ごみの減量に伴い、はだのクリーンセンターにおける焼却灰の発生量が減ったため、焼却灰の処分に係る委託料が減ったことが不用額の発生した要因の一つであるとのことですが、焼却灰は栗原最終処分場の埋立て終了に伴い、令和6年度からその全量が圏外へ搬出されていると伺っています。そこで、焼却灰の圏外搬出について、令和5年度と比較した場合、搬出先、搬出量及び焼却灰処分委託費がどのように変化したのかを伺います。

そして、2点目、栗原最終処分場と同時期の令和6年3月に稼働を停止した伊勢原清掃工場90t/日焼却施設について伺います。現在もこの施設は現存していますが、稼働停止後の安全対策として、令和6年度中にどのような取組を行ったのか伺います。

○小菅基司議長 施設課長。

○小金井瑞樹施設課長 私からは、焼却灰の圏外搬出に係る御質問についてお答えいたします。

まず、搬出先につきましては、資源化処理事業者が6者、埋立て処分事業者が3者の計9者となっております。前年度と同様となっております。

次に、搬出量及び焼却灰処分委託費についてですが、はだのクリーンセンターに搬入された可燃ごみの量が減り、焼却灰の発生量が減少した一方で、令和6年4月以降は栗原最終処分場に搬入ができなくなったことから、圏外民間施設に搬出した量は前年度と比べ約1,584トン増加しました。これに伴い、クリーンセンター費の焼却灰処分委託費が、前年度と比較すると約1億949万円の増額となりました。

○小菅基司議長 工場長。

○遠藤知成工場長 続きまして、90t/日焼却施設の稼働停止後の安全対策についてお答えいたします。

90t/日焼却施設の閉鎖に伴い、ごみを焼却した際に発生するばいじんが付着した布製のろ布を適切かつ安全に撤去し、バグフィルターの内部を清掃するバグフィルターろ布撤去処分委託を実施したほか、ろ布の撤去を実施するまでの間、ばいじんが外部に飛散することを防止するとともに、雨水が施

設に流入して腐食してしまうことを未然に防ぐため、煙突上部の開口部に金属製の蓋を取り付ける煙突上部封鎖工事を行いました。また、薬剤貯留タンクに少量ながら残存する薬剤を取り出し清掃をする薬剤貯留槽清掃業務委託や施設内への不法侵入を防止するため、窓ガラスに鋼板を取り付ける侵入防止対策工事を行っており、施設稼働停止後も地元住民の方々に安心していただけるような対策を講じております。

○小菅基司議長 米谷政久議員。

○8番米谷政久議員 御答弁ありがとうございました。では最後に、成果報告書28ページの衛生費について、令和6年度歳出決算において対前年度と比較し、伸び率がプラスとなったのは、衛生費のみとなっています。決算審査意見書に記載された内訳書を見ますと、クリーンセンター費の増額が影響しているようですが、その要因について伺います。

○小菅基司議長 施設課長。

○小金井瑞樹施設課長 衛生費のうち、クリーンセンター費の増額要因についてお答えいたします。

クリーンセンター費は全体で約3億4,087万円増額しております。この内訳を見ますと、先ほどの焼却灰処分委託費が約1億949万円増額したほか、業務運営費が約2億208万円増額しております。この業務運営費には、はだのクリーンセンターの長期包括運營業務委託料を計上しており、計画的な修繕整備費が含まれております。はだのクリーンセンターは、ごみの焼却施設であるとともに、発電施設であることから、電気事業法に基づき、ボイラーは2年ごと、タービンは4年ごとに定期安全管理審査を実施する必要があります。この実施年度におきましては、様々な試験や検査、点検整備を行うこととなりますが、令和6年度はボイラーとタービン双方の審査が重なり、特に修繕整備費を要しました。加えて、経年による補修項目の増加や制御系システム等の更新時期を迎えたことから、大幅に増額となったものです。

以上です。

○小菅基司議長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 討論なしと認めます。

議案第10号を採決いたします。

議案第10号を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小菅基司議長 賛成全員であります。

したがって、議案第10号は認定することに決定いたしました。

日程第 6 議案第 1 1 号 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する条例等の一部を改正することについて

○小菅基司議長 次に、日程第 6 「議案第11号・秦野市伊勢原市環境衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正することについて」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 討論なしと認めます。

議案第11号を採決いたします。

議案第11号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小菅基司議長 賛成全員であります。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 1 2 号 指定管理者の指定について

○小菅基司議長 次に、日程第 7 「議案第12号・指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

通告がございます。

小山田良弘議員。

〔小山田良弘議員登壇〕

○4番小山田良弘議員 秦野市選出の小山田良弘です。よろしくお願いいたします。「議案第12号・指定管理者の指定について」の質疑を行わせていただきます。

秦野斎場は、令和3年4月から指定管理者制度を導入し、管理運営を行っております。令和元年12月の定例会での質問に対しまして、指定管理者制度の導入による効果として、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用したきめ細かな利用者サービスの向上や経費縮減につながるものと考えており、候補者のプレゼンテーションでは、Wi-Fiの導入、子供向けサービスの充実、売店における販売品目の増加、利用者アンケートの実施、職員研修の充実、災害備蓄品の充実などが提案されています。また指定管理者制度導入により組合担当者の事務が軽減されるため、職員約1人相当分の人件費の削減を図りたいとの答弁がございました。指定管理者制度を導入してから4年半がたち、運営する中でいろいろな課題も出てきたのではないかと考えております。

そこでお伺いいたしますが、先ほど申し上げました令和元年の議会答弁内容に対し、どのように評価しているのでしょうか。

具体的には、①、Wi-Fiの導入による効果。

②、子供向けサービスがどのように充実したのか。

③、売店の販売品目がどのように増加したのか。

④、利用者アンケートの回収数と主な意見。

⑤、職員研修の実施状況。

⑥、災害備蓄品がどのように充実したのか。

⑦、指定管理者制度導入により職員約1人相当分の削減はできたのか。

⑧、指定管理者制度導入前に比べて、導入後ではどのような点が改善できたのか、その総括をお願いしたいと思います。

さらに、4年半の運営の中でどのような課題があり、今後どのようにしていこうとしているのか、お伺いいたします。

また、議案第12号では、指定管理者の申請者は1者で、提出された事業計画書の内容を審査したところ、1,000点満点中661.4点で、最低基準点の500点を満たすということから、適正な能力、経験等を有する確認ができたので選定したと伺っています。そこでお伺いいたしますが、最低基準点を500点以上とした理由は何でしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。御答弁いただきますようよろしくお願いいたします。

〔小山田良弘議員降壇〕

○小菅基司議長 施設課長。

○小金井瑞樹施設課長 初めに、現行の指定管理者の取組やその効果に関する御質問についてお答えいたします。

まず、Wi-Fiの導入効果につきましては、現状電波の有効範囲が売店周辺などに限られるものの、利用者の方々が待ち時間を過ごしやすい環境が整備されました。加えて、災害時に携帯電話や固定電話がつながりにくい状況下でも、Wi-Fi接続によりLINEなどの通信アプリを活用できると考えております。

次に、子供向けサービスの充実につきましては、新たに塗り絵の無料配布や絵本の貸出しなどを行い、小さなお子様にも過ごしやすいよう配慮がなされました。

次に、売店における販売品目の増加については、飲食品や雑貨類の種類を増やしたほか、地域福祉への貢献として社会福祉団体の作品を販売するなど充実が図られました。

次に、利用者アンケートの回収数と主な意見につきましては、指定管理者制度の導入前まで紙媒体のみでしたが、新たにウェブアンケートを開始し、回収率の向上が図られました。その回収数は、直近の令和6年度実績を申し上げますと、紙とウェブを合わせて367件でございました。主な意見とし

しては、職員の接遇に対するお褒めの言葉を多くいただいた反面、収骨までに要する待ち時間の長さや、売店の品切れなどに関する御指摘もいただいております。こうした御意見や御要望は、全て指定管理者と本組合で共有し、利用者サービスの向上につなげております。

次に、職員研修の実施状況につきましては、指定管理者が毎年度教育・訓練計画を作成した上で、接遇や苦情対応、各種法制度に係る講習に加え、御遺体の受入れ方法や火葬炉の運転など、職種の専門性に応じた研修が定期的に実施されております。

次に、災害備蓄品の充実につきましては、一時的に帰宅困難者が発生した場合に備え、飲料水や保存食、紙おむつなどの備蓄品が確保されました。なお、指定管理者との取決めにより、緊急時には売店の販売物品が災害物資として利用者へ提供されることとなっております。

次に、指定管理者制度の導入に伴う人件費の削減につきましては、火葬炉運転業務や炉前業務、各種保守点検など、導入前まで個別に発注していた約20件の委託業務を指定管理業務1件に集約でき、本組合における事務負担が軽減いたしました。これに伴い、斎場経費に人件費を計上いたします斎場業務に直接関わる職員の数が3名から2名に減っております。

次に、制度の導入後を比較した場合の改善点に対する総括といたしましては、ただいま申し上げました様々な効果が得られたことで運営上の改善が図られ、より一層、個人の最期を見送る場としてふさわしい施設になったものと認識しております。加えて、斎場業務に係る事務効率が向上し、本組合の事業運営における合理化にもつながったと考えます。

続きまして、現行の指定管理者による4年半の運営を踏まえた課題と今後の対応についてお答えいたします。現在のところ、施設管理上の支障となる大きな問題はございませんが、売店においてキャッシュレス決済の導入を一層進めるなど、よりきめ細やかな利用者サービスを提供できる余地が残されていると考えております。引き続き、アンケート結果や他施設の取組を参考に、幅広い視点からさらなる改善に努めてまいります。

最後になりますが、次期指定管理者候補の選定に際し、最低基準点を500点以上に設定した理由についてお答えいたします。選定に当たっては、指定管理者選定評価委員会の委員5名が議案資料2の2ページに掲載してごさいます審査項目をAからEまで5段階で評価し、その合計点を算出しております。この審査において仮に全ての項目が委員それぞれの知見に基づき、中間的な評価であるCと評価された場合、合計点は500点となります。指定管理者候補として適正を担保するためには、こうした中間的な評価以上の事業計画を提案できる能力が必須であると考え、審査項目を総合的に見て500点未満となった場合は失格扱いとすることにしましたものです。

以上になります。

○小菅基司議長 小山田良弘議員。

○4番小山田良弘議員 ありがとうございます。多岐にわたった質問をさせていただきましたが、丁寧に御答弁いただきましてありがとうございます。

それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思います。まず、Wi-Fiの導入効果なのですが、電波が売店の周辺に限られるというようなお話がありましたが、それに対する改善をどのように考えているのかという点がまず1点、それとウェブアンケートを行って、紙のアンケートとともに、令和6年度367件のアンケート結果をいただいたということで、接遇が褒められたとか、いろいろなことがありましたが、一方、待ち時間ですとか売店品目の品ぞろえ等の課題があるということなのですが、このアンケート結果に対して課題となっている部分について、どのように改善を検討されているのかについて伺いたいと思います。それが2つ目です。

それと、人件費の削減のところで、3名かかっていたのが2名になったということで、1名減ったということで結果としては、5年前の答弁どおりになっているのかなと思いますので、引き続き御努力をお願いしたいと思いますが、人件費として1名相当分の削減という想定だったと思うのですが、その金額についてはどのようになっていますでしょうか。

あと、4年半指定管理者制度を導入し、その課題と対応なのですが、大きな問題はありませんという御答弁をいただきました。今時代は現金よりもキャッシュレス決済、特に秦野ではOMOTANコインなんかもありますけれども、そういったキャッシュレス決済について、現在の検討状況をお伺いしたいと思います。

あと、5点目、最後になりますが、評価のところで評価委員のAからEの5段階評価をして、その中間点としての500点を下回った場合は失格というような回答だったと思います。これについて評価結果を確認しましたところ、今回の事業者は全体としては十分、6割6分ということですので、上回っているのですが、その中で大きな評価項目の経費縮減のところについては、100点満点中、経理事務が47.5%、コスト縮減については45%という評価になっていますが、この辺についてどのように捉えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○小菅基司議長 総務課長。

○大庭孝浩総務課長 私からは、人件費の削減についてお答えします。

先ほど説明させていただきましたとおり、令和2年度から令和3年度では葬祭施設班の職員が1名減となっております。その職員は伊勢原市からの派遣職員となっております。伊勢原市の派遣職員は、組合が直接給与を支払っているというわけではございませんが、その給与分につきましては、負担金という形で伊勢原市にお支払いをしているというところでございます。そのため、負担金といたしまして、約670万円の削減ができたものと考えております。

以上です。

○小菅基司議長 施設課長。

○小金井瑞樹施設課長 私からは、まず1点目のWi-Fiの改善についてお答えいたします。

現時点でWi-Fiは、売店周辺を中心に使えるような形となっております。改善の余地といたしま

しては、やはり火葬時間、先ほどアンケート等でもございましたとおり、待ち時間にWi-Fiを利用したいと考えている方がいらっしゃいますので、待合室への導入ができないかということを検討していきたいと考えております。

続いて、アンケートについてですが、367件のうちの評価について、こちらについては約95%が満足していると回答いただいております。また、残りの5%のうち、ほぼ全ての方がどちらかというと満足をしていると回答いただいています。これは、それぞれの回答項目に対しての累計になります。ですので、ほぼ全ての方がアンケートによれば満足いただいている部類に入ると考えております。意見が個別に寄せられているものにつきましては非常に厳しい意見もあるかと思っております。現場とよく調整した上で、対応できるものについては積極的に改善を図っていききたいと考えております。

続いて、キャッシュレス決済のお話でございますが、まず秦野市のOMOTANコインにつきましては、先月9月26日に導入を既にしております。これに伴い、キャッシュレス決済という段階では一つのスタートを切ったわけでございますが、ほかにキャッシュレス決済のサービスというのは幾つかございます。今、カード利用なども含めて再編が進んでいる時期にあるかと思っておりますので、適宜適切な時期にキャッシュレス決済の導入について追加がされるように検討していきたいと考えております。

そして最後、評価の点でございますが、まず経費縮減の評価点につきましては、実際に審査を行った指定管理者選定評価委員と事業者で交わされました質疑応答の内容を踏まえまして、本組合の見解をまず述べさせていただきたいと思っております。

適正な経理事務につきましては、収支計画の積算根拠も審査の観点に含んでございます。こうした中、事業者が多岐にわたる業務の積算内容を限られた書面やプレゼンテーションの中で伝え切れなかったことが一部委員の評価点に影響したのではないかと考えております。

また、コスト縮減につきましては、維持管理費や修繕費等の抑制に向けた考え方が示された一方で、あらかじめ公表しておりました指定管理者の上限額に対し、事業者からの提案額が99%の水準となったことが評価点に影響したものと考えております。なお、指定管理料の上限につきましては、本組合が過去実績等を踏まえた適正額として設定しております。事業者が必要な経費を適切に積算した上で、近い提案額となったのはやむを得ないものと認識しております。

それから、中間的な評価を下回る項目があった件につきましては、この評価については事業計画書に提案されました内容に基づき、先ほどの指定管理者選定評価委員会が行ってございます。こうした外部の有識者が公平かつ中立的な目線で審査した結果、当該事業者は総合的に見て、先ほど申し上げました最低基準点を満たす評価を得ております。加えて、評価に当たりAからEまでの5段階ございますが、このうち最も低いE評価が1項目でも存在した場合は、ほかの項目がいかにより優れていまして、指定管理者としての適正を審議し、その結果次第で選定対象から外すとあらかじめ定めております。すなわちEを上回る評価であれば、相対的な優劣はあるものの、指定管理者として適正を欠くほどではないという評価基準を設けていたところ、当該事業者の提案内容は全てAからDまでいずれか

の評価に収まっておりましたので、秦野斎場の指定管理者は本組合が求める水準を満たし、知識や経験を十分に有していると考えております。

以上でございます。

○小菅基司議長 小山田良弘議員。

○4番小山田良弘議員 ありがとうございました。それでは、3回目の質問をさせていただきたいと思います。

Wi-Fiの電波については、待合室への導入について改善していきたいというお話をいただきましたので、引き続き検討して、なるべく早く改善できるようにお願いしたいと思います。

あと、キャッシュレス決済については、OMOTANコインは9月26日から、つい先日から導入されたということでありがとうございました。やはり小銭を持っていないとか、お財布の中に紙幣が入っていないという方も最近が増えてきていて、カードでのお支払いが増えていると思いますので、早めの対応、例えば年度内に改善するのか、いつ頃になるのか、その辺の御答弁をお願いしたいと思います。

最後に、この指定管理の評価の基準点についてなのですが、今の御答弁を聞いて気になったところは、事業者が伝え切れなかった点があったのではないかなというようにお話があったと思うのですが、例えばなぜそうなってしまったのか、せっかくいいノウハウを持っているのに、それがうまく伝え切れなかったというのは非常にもったいない、評価としてもったいないと思うのですが、その辺どのように改善していこうとされているのかお伺いしたいと思います。

それと、コストのほうなのですが、予定していた金額の99%ということで、それはかなり具体的に積み上げた結果99%になったということで、非常に精度の高い積み上げ、積算になったのかなと思うのですが、だから先ほどやむを得ないというような御答弁いただきましたが、だとしたら、そもそもそれが50点を下回る結果になることがちょっとどうかなというふうに思うのです。きちんと適正に積算されているのに評価が低いというのは、ただ金額が安ければいいというものではないと思うのです。その辺の評価の見直しは、今後どのようにされるのかという点を最後にお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○小菅基司議長 施設課長。

○小金井瑞樹施設課長 まず、キャッシュレス決済の早めの対応についてでございます。今回指定管理者としての業務が始まるのは令和8年度以降でございます。令和7年度中にといいところもちろん理想とするところではございますが、指定管理者としては令和7年度の事業の部分というのは大きいものが入っておりませんので、対応は令和8年度以降になると考えております。

それから、評価につきましては、まず事業者が伝え切れなかったことについてでございますが、こちらはプレゼンを行ったのは実際に業務を行う担当者ではございませんでした。審査は外部の専門家の委員を招いており、この中の中小企業診断士の方ですとか、それから経理に詳しい方の質問が比較

的細かいところまで聞く内容になり、結果としてプレゼンする側の事業者のほうが高い内容に即答できなかったところも影響しているのではないかと考えております。ここについては、経理という非常に大きなものでありますので、例えばこのプレゼンに限らず、経理内容については、説明の時間なり資料の内容を充実させるように参加者のほうに伝えておくなど、スムーズに進むような方法を考えていく必要があるかと思っております。

また、評価の見直しの方法につきまして、まず経費の算定につきましては、基本的には私どもの過去の実績ですとか、委託をしていなかったときの実績とかもございますので、これらを基に令和7年度の事業者の実績をよく精査いたしまして、必要とならない経費は、あらかじめ削除しております。そのように精査した結果、比較的業務の中心部分に係る経費が残っているというふうに考えております。特に人件費につきましては、動向等を探りながら経費の裏づけを取り精査したので、先ほど申し上げたとおり評価が厳しかった部分になったと思います。ただ、そうした細かい部分まで精査したことについては、事業者は知る由もありませんので、経費の削減については評価の対象として大きなウエートを占めているということを次回あるいは同様のプレゼンを行うときには、あらかじめ細かいところまで評価の対象となる旨を伝え、事業者に十分準備ができる体制なり余地が得られるような形を取り評価していきたいと考えております。

以上でございます。

○小菅基司議長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 討論なしと認めます。

議案第12号を採決いたします。

議案第12号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小菅基司議長 賛成全員であります。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第13号 令和7年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算 (第1号)を定めることについて

○小菅基司議長 次に、日程第8 「議案第13号・令和7年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計補正予算(第1号)を定めることについて」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 討論なしと認めます。

議案第13号を採決いたします。

議案第13号を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小菅基司議長 賛成全員であります。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第9 報告第1号 令和6年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続費精算
報告について

○小菅基司議長 次に、日程第9 「報告第1号・令和6年度秦野市伊勢原市環境衛生組合会計継続費精算報告について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 質疑なしと認めます。

日程第10 議案第14号 秦野市伊勢原市環境衛生組合監査委員の選任について

○小菅基司議長 次に、日程第10 「議案第14号・秦野市伊勢原市環境衛生組合監査委員の選任について」を議題といたします。

本件については、一身上の事件と認めますので、地方自治法第117条の規定に基づき、横山むらさき議員の退席を求めます。

〔横山むらさき議員退席〕

○小菅基司議長 組合長から提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔組合長登壇〕

○高橋昌和組合長 ただいま議題となりました「議案第14号・秦野市伊勢原市環境衛生組合監査委員の選任について」を説明いたします。

本案は、本組合監査委員のうち、組合議会議員から選任しておりました越水崇史委員が本年10月5日をもって辞職されましたので、後任の委員として横山むらさき議員を選任いたしたく、地方自治法

第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

〔組合長降壇〕

○小菅基司議長 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第14号については、討論を省略し、採決に入りたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 御異議なしと認めます。

したがって、議案第14号に対する討論を省略することに決定いたしました。

議案第14号を採決いたします。

ただいま議題となっております議案第14号については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小菅基司議長 御異議なしと認めます。

したがって、議案第14号については、これに同意することに決定いたしました。

横山むらさき議員の着席を認めます。

〔横山むらさき議員着席〕

日程第11 一般質問

○小菅基司議長 次に、日程第11 「一般質問」を行います。

一般質問は、発言通告一覧表に従い、順次質問を行います。

川添康大議員。

〔川添康大議員登壇〕

○6番川添康大議員 伊勢原市選出の川添康大です。議長より発言の許可をいただきましたので、事前の通告に従い一般質問いたします。

1の栗原一般廃棄物最終処分場について質問いたします。近年の気候変動の中で、線状降水帯や集中豪雨等、大規模な風水害が全国的に発生をしています。緊急時の対応など、日常ふだんからの備えが必要と考えます。そこで、栗原一般廃棄物最終処分場の対応状況について質問いたします。

まず、2点伺います。1点目に、栗原一般廃棄物最終処分場における埋立て処分は令和6年3月に終了しています。その埋立て量は、処分場の容量に対してどの程度となったのでしょうか。

また、2点目に、埋立て終了後も当面の間、処分場内に降り注いだ雨水等の水処理を実施することです。この水処理はどのように行っているのか併せて伺います。

以上、壇上からの質問といたします。二次質問以降は質問者席から行いますので、よろしくお願いいたします。

〔川添康大議員降壇〕

○小菅基司議長 事務局長。

○内海 元事務局長 川添議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、栗原一般廃棄物最終処分場の埋立て量についてお答えいたします。栗原最終処分場では、平成5年5月から令和6年3月までの約30年間、地域住民の皆様の深い御理解の下、本組合のごみ処理施設で発生した焼却灰を埋立て処分してきました。処分場全体の容量は17万5,000立方メートルでございましたが、これに対し約16万500立方メートル、率にして約92%に達した段階で焼却灰の埋立てを終了いたしました。

次に、栗原最終処分場における水処理の方法についてお答えいたします。初めに説明をいたしますと、水処理の対象となる処分場内へ降り注いだ雨水は、浸出水と表流水に分類できます。まず、浸出水とは、処分場の地下に浸透した雨水のことで、浸透する際、重金属類等を含む焼却灰に触れています。そのため、敷地内下部の浸出水処理施設で薬剤により適正処理し、放流基準に適合する水質になったことを確認した上で公共下水道へ排水しています。一方、表流水とは、埋立地の表層、正確には焼却灰にかぶせた赤土、いわゆる覆土材の上を流れた雨水のことで、灰には直接触れておりません。そのため、水質としては一般的な雨水に近いと考えられますが、建設当時における地域住民の皆様とのお約束に従い、浸出水と同様に処理した後、公共下水道へ排水しています。なお、処分場内であっても焼却灰を埋立てしていない外周部を流れた雨水については、地元自治会と協議の上、近隣の河川へ直接放流することを認めていただいております。

以上でございます。

○小菅基司議長 川添康大議員。

○6番川添康大議員 御答弁ありがとうございます。埋立て量や水処理方法については了解いたしました。では次に、再質問させていただきます。

埋立地に降り注いだ雨水については、浸出水と表流水に分類できるということですが、いずれも敷地内の浸出水処理施設で薬剤処理している現状等も理解いたしました。この浸出水処理施設は、建設当時の設計に基づく処理能力になっていると思いますが、近年、先ほども言いました線状降水帯や集中豪雨など、大規模な風水害が全国的に発生している中で、現状の処理能力はどのように設定をしたのか、また集中豪雨等が発生した場合でも、適正処理に当たり支障は生じないのかについてお伺いいたします。

○小菅基司議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

浸出水処理施設の処理能力については、環境省の廃棄物最終処分場の性能に関する指針に基づき設定したものです。具体的には、過去20年間の年間平均降水量及び最大月間降水量から1日当たりの平均降水量を算出して、適正な処理能力を決定しました。しかしながら、近年、雨量は増加傾向にあり、建設当時と比較した場合、本組合の試算では直近20年間の降水量が約1.3倍となります。そのため、水処理施設においては、計画的な修繕整備を重ねることで重大な故障等は生じていませんが、機器設備の負荷が増していると考えられます。

また、薬剤処理に際し、水処理施設の調整槽に流入するまでの間、浸出水は埋立地に浸透したままの状態となり、表流水は埋立地下部の貯水池、いわゆる堰堤にためておくことになります。堰堤に貯留し切れない事態を防ぐため、令和2年度にかさ上げ工事を実施していますが、長時間にわたって多量の雨水が滞留した状態になると処分場の構造に対する負荷も増大します。さらには、処分場の上部から表流水が流れていくにつれ、水流が勢いを増していくため、急激に雨が降り注ぐと埋立地ののり面における土砂災害の危険性が高まります。こうした状況を踏まえ、焼却場に触れていない表流水については、専用の排水路を設置した上で、その全量を河川へ放流できるよう検討を進めております。

以上でございます。

○小菅基司議長 川添康大議員。

○6番川添康大議員 ありがとうございます。今のところで機器設備への負荷の低減をするほか、処分場における土砂災害等のリスクを回避するために、表流水の全量を河川放流できるよう検討を進められているということでした。しかし、一次質問の御答弁でも、表流水については地域住民の皆様との約束に従って、場内処理している状況かと思えます。こうした点を踏まえて、今後この実現に向けてはどのように取組を進めるのか、組合の考え方について伺いいたします。

○小菅基司議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

御質問は、表流水の全量を河川放流する対策の実現に向けた進め方についてでございます。最終処分場における水処理方法の在り方は、先ほど浸出水処理施設の処理能力に関する答弁で触れました、環境省の指針で示されております。栗原最終処分場の建設当時は、この指針において浸出水と表流水の区分けがなかったことから、地域住民の皆様に対しては、雨水を全量処分場内で処理すると説明してきました。文書等で明文化したわけではございませんが、処分場建設に当たってのお約束であると重く受け止め、現在に至ります。しかしながら、平成12年度に指針が改正され、表流水については河川放流できるとの判断が国から示されております。こうした点を踏まえ、対策の検討を進めているところですが、ただいま申し上げた経過と河川法令に対する御心配などを考慮いたしますと、地域住民の皆様のお理解を得ることが大前提であると考えております。

そこで、表流水の安全性を示すため、令和6年度以降、水質分析検査を実施しております。この検

査は、一定の降雨量に達しなければ検体を採取できないことから、現時点で3回の実施にとどまっていますが、河川放流基準への適合を確認できています。今後も機会を捉えて継続的な水質分析を重ね、その結果を丁寧に説明しつつ、対策の実現に向けた協議を進めてまいります。

以上でございます。

○小菅基司議長 川添康大議員。

○6番川添康大議員 ありがとうございます。様々な環境変化や制度の変更の中で対応されてきているとは思いますが、やはり住民の皆さんの不安もあるかと思います。この点については、後ほど再質問させていただきますが、改めて施設の処理能力について質問させていただきます。

まず、設計基準と気候変動への対応についてですが、浸出水処理施設の処理能力は、建設当時の降水量のデータに基づくということでしたが、直近20年間で降水量が1.3倍に増加しており、気候変動の影響は今後さらに深刻化が予想されるというところです。そこで、処理能力の余裕度をどのように検証しているのか、また国の新たな指針や地方自治体の先進的な対応を参考に、処理能力の見直しや施設状況の検討を進めるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○小菅基司議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

まず、処理能力の余裕度の検証方法についてです。処理能力の余裕度は、水処理施設への流入量に対し、薬剤処理できる量が見合っているかという観点から計ることになると思われませんが、こちらは維持管理業務の受託者により随時確認をしております。現状短時間に多量の降雨があった場合などは、流入量がひときわ増加しますので、相応の時間を要するものの、適正処理に支障が生じている状況ではありません。その一方で、二次質問でお答えした懸念の存在もあるため、処理量を可能な限り低減すべく、表流水を河川放流したいと考えております。

次に、処理能力の見直しや施設増強の検討については、国の新たな指針と近年の降水量を踏まえた浸出水処理対策に係る検討を平成25年度に専門事業者へ委託しました。この検討では、経済性や敷地の形状を考慮した上で、処理能力の増強等を実施せずに表流水を場外処理、言わば河川放流する対策を取ることが望ましいとの結果が示されました。

なお、他自治体の先進的な対応を参考にすべきとの御意見もいただいております。こちらにつきましては、現在、神奈川県内で自治体または一部事務組合が設置している最終処分場を対象に、水処理方法の現状を聞き取り調査しております。設置団体は、本組合を除き全16団体、処分場は全21施設ございますが、中でも栗原最終処分場と構造や処理方法等の前提条件が比較的近いのは18施設になります。このうち過半数の10施設において国の指針等を踏まえ、既に表流水を河川放流しているとの回答でございました。こうした調査結果も踏まえ、表流水の処理方法に係る検討を進めております。

以上です。

○小菅基司議長 川添康大議員。

○6番川添康大議員 では続いて、施設の老朽化と更新計画について質問させていただきます。

処理施設は30年近く稼働し続けて、今後も長期にわたり運用されますが、設備の故障や劣化によるリスクが高まっていないのか。また、更新や大規模修繕の具体的な計画があるのか。さらに、突発的な故障時に処理が滞らないようにバックアップ体制や予備機の確保はできているのかについて伺います。

○小菅基司議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

まず、浸出水処理施設の故障や劣化のリスクについては、毎年度予防保全の考え方にに基づき、各設備の更新時期や現況を踏まえた計画的な修繕整備を実施しています。そのため、突発的な故障等のリスクを可能な限り低減できていると認識しています。

次に、更新や大規模修繕の具体的な計画については、ただいま申し上げました毎年度の修繕整備において必要な改修を施しているため、現在のところ策定しておりません。なお、具体的な修繕内容は、施設の現況を熟知した維持管理業務の受託者と協議し、優先度を見極めた上で決定しております。

次に、バックアップ体制や予備機の確保については、軽微な故障であれば維持管理業務の受託者が即座に復旧対応します。これまでに事例はございませんが、万一重大な故障が発生した場合は、修繕が完了するまでの間、雨水を処分場内に貯留することになります。送水や薬剤の注入に陥る所要なポンプ設備については、それぞれ2台設置しており、交互に運転していますので、片方が故障した場合でも水処理を継続できます。

以上でございます。

○小菅基司議長 川添康大議員。

○6番川添康大議員 ぜひこの緊急時のバックアップ体制など、いま一度しっかりと確認をしていただいて、考え得る問題に対応できるよう備えをしていただきたいというふうに思います。

それでは次に、こののり面の構造物の安全性について質問させていただきます。集中豪雨時にのり面の土砂災害リスクがあると考えます。もしのり面が崩れ、浸出水や覆土材が外部へ流出するなど、最悪の事態を想定した緊急時の対応マニュアルは整備をされているのか、またのり面の補強や構造点検の頻度、体制について伺います。

○小菅基司議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えいたします。

まず、緊急時対応マニュアルの整備については、栗原最終処分場に特化した危機管理マニュアルを策定しています。このマニュアルでは、緊急時対策として地震や風水害等により被害が生じた際の基本的な行動手順や機器設備の操作基準等を示しています。御質問ののり面が崩壊した場合など、個別の危機的事象に着目した内容までは網羅していないため、今後必要に応じてマニュアルの改定を検討したいと考えます。

次に、のり面の補強については、埋立地の勾配を公益社団法人全国都市清掃会議が作成した廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領に基づく標準勾配よりもさらに安全な角度に抑えています。一方で、急激に雨が降り注ぐと上部から流れて勢いを増した表流水により、土砂災害のリスクが高まるため、専用の排水路を設置する方向で検討を進めています。

最後に、構造点検の頻度、体制については、維持管理業務の受託者が施設全体の日常的な巡視点検に加え、機器設備や構造物等の詳細な年次点検をチェックシートに基づき行っております。

以上でございます。

○小菅基司議長 川添康大議員。

○6番川添康大議員 ぜひこうした事案についてもマニュアルの改定の検討をお願いしたいと思います。

では次に、表流水の河川直接放流について伺います。表流水を新たに河川へ直接放流する方針を検討しているとのことでしたが、これは建設当時の全て薬剤処理するという住民との約束を転換するものとなりますが、住民合意のプロセスをどのように確保するのか、さらには放流後の水質監視や情報公開をどのように担保するのか。河川環境や周辺住民への影響評価を十分に行った上で進めるのかについて伺います。

○小菅基司議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

初めに、表流水の河川放流に向けた住民合意のプロセスについてですが、まずは継続的な水質分析検査の実施により、表流水の安全性を裏づけるデータを蓄積いたします。その上で、地元自治会の代表者により構成される栗原地区対策委員会と協議し、必要に応じて住民全体を対象とした説明会を開催したいと考えています。こうした場を通して、河川放流に対する皆様の御意見を集約し、対策の実現に向け丁寧な説明を重ねてまいります。

次に、放流後の水質監視や情報公開の担保についてであります。先ほど御説明しましたとおり、既に敷地内の外周部に流れた雨水は河川放流しています。この雨水は焼却灰に触れていませんが、地元自治会からの御要望に基づき、一定の降水量に達した際、処分場からの放流口と放流先の河川において水質分析検査を実施しています。表流水を河川放流する場合も同様の検査を行い、その結果は適宜栗原地区対策委員会をはじめとした地域住民の皆様へお伝えしたいと考えます。

最後に、河川環境や周辺住民への影響評価については、ただいま申し上げました表流水の継続的な水質分析結果を通して、事前に安全性を確認いたします。

以上です。

○小菅基司議長 川添康大議員。

○6番川添康大議員 では、その点で住民の皆さんへの情報公開についてですが、処分場の安全管理においては、地域住民の信頼が何よりも不可欠だと思います。浸出水や表流水の水質データ、処理施

設の稼働状況を定期的に公開をし、住民参加の仕組みを設けることが重要と考えますが、現状の情報公開の方法について伺います。

○小菅基司議長 事務局長。

○内海 元事務局長 再度の御質問にお答えをいたします。

御質問は、各種水質データや水処理施設の稼働状況に係る情報公開の方法についてでございます。一般廃棄物処理施設の維持管理状況については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行規則に基づき、インターネットなど適切な方法で公表することが義務づけられています。この定めに従い、本組合のホームページで栗原最終処分場の各種点検結果に加え、薬剤処理後の浸出水等に係る水質分析結果を公表しているほか、栗原地区対策委員会へ適宜報告をしています。いずれにしましても、今回御説明しました表流水の対策につきましては、地域住民の方々の御理解を得ていく必要があると認識しております。引き続き適切に情報公開を行い、皆様の御意見や御要望を踏まえた丁寧な対応に努めてまいります。

以上でございます。

○小菅基司議長 川添康大議員。

○6番川添康大議員 御答弁ありがとうございます。

最後にまとめたいと思うのですが、やはり近年のこの気候変動の中で風水害が多発しているという状況の中で、急激な降水量の増加によって施設自体も負担が増加しているという状況も理解をいたしました。さらに、豪雨による土砂災害なども現在100%ないとは決して言えず、緊急時の対応など、日常ふだんからの備えが必要だと思えます。急激にこうした環境が変わる中で、長年地域に住んでいる方にとっては心配も尽きないということも大変理解ができるという状況です。ですので、組合としては、ぜひ表流水を新たに河川へ直接放流する方針についても、住民の皆さんの意見を聞いて丁寧な説明や対応策、情報公開、また安全性の確保など、しっかりと対話を重ねた上で、先ほどもありました理解を得るというのが大前提ということもおっしゃっていましたので、ぜひそうした丁寧なプロセスを進めていただいて、不安を取り除いていただくことを求めて、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○小菅基司議長 以上で川添康大議員の一般質問を終わります。

これで「一般質問」を終わります。

○小菅基司議長 以上で、この定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで令和7年秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第3回定例会を閉会いたします。

午前11時35分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

秦野市伊勢原市環境衛生組合議会

議 長 小 菅 基 司

副 議 長 山 田 昌 紀

会議録署名議員 桑 原 昌 之

会議録署名議員 中 村 知 也